

令和3年千葉市教育委員会会議
第5回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和3年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 令和3年5月26日(水)
午後2時00分開会
午後2時58分閉会
場所 601号会議室
教育委員会室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 小西 朱見
委 員 和田 麻理
委 員 藤川 大祐
委 員 竹田 賢
委 員 高津 乙郎

出席職員 教 育 次 長 宮本 寿正 学 事 課 長 栗和田 耕
教 育 総 務 部 長 香取 哲哉 教 育 指 導 課 長 樋口 雅也
学 校 教 育 部 長 鶴岡 克彦 保 健 体 育 課 長 阿部健一郎
生 涯 学 習 部 長 佐々木敏春 教 育 セ ン タ ー 所 長 川名 正雄
学校教育部参事(教育改革推進課事務取扱) 片見 悟史 養護教育センター所長 久保木 修
中央図書館長(管理課長事務取扱) 中島 千恵 生 涯 学 習 振 興 課 長 小倉とも子
総 務 課 長 山口美登里 文 化 財 課 長 佐久間仁央
企 画 課 長 山崎 二郎 総 務 課 課 長 補 佐 志賀 二郎
教 育 職 員 課 長 吉田 悦子 教 育 支 援 課 課 長 補 佐 久保 哲
教 育 給 与 課 長 松永 信隆 保 健 体 育 課 主 査 藤井 拓也
学 校 施 設 課 長 堀 明德 総 務 課 主 任 主 事 江澤 裕明
書 記 総 務 課 総 務 班 主 査 猪飼 恭平 総 務 課 主 事 佐野 翔一
総 務 課 主 任 主 事 三ヶ尻愛子

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より小西委員を指名
- 4 会期の決定
令和3年5月26日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定及び会場の変更
議案第26号を非公開審議とし、審議は教育委員会室で行う旨決定

7 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項（1）令和3年5月1日現在の児童生徒数について

栗和田学事課長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第21号 公立夜間中学の設置について

山崎企画課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第22号 令和4年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について

久保教育支援課課長補佐より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第23号 令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

議案第24号 令和4年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

議案第25号 令和4年度使用中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択方針について

樋口教育指導課長より一括して説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 議決事項（非公開）

議案第26号 令和3年度補正予算について

久保教育支援課課長補佐及び阿部保健体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項 (1) 令和3年5月1日現在の児童生徒数について

磯野教育長 報告事項に係る説明をお願いします。

報告事項(1)「令和3年5月1日現在の児童生徒数について」、学事課長、説明をお願いします。

栗和田学事課長 報告事項(1)「令和3年5月1日現在の児童生徒数について」、議案書の1ページをお願いします。

千葉市立小中学校の児童生徒数については、文部科学省が行っている学校基本調査に合わせて、5月1日現在の児童生徒数を各小中学校から報告を受けて集計しております。

令和3年度の調査で、5月1日現在の児童生徒数は、小学校で、男子2万3,556人、女子2万2,397人の計4万5,953人であり、中学校では、男子1万1,795人、女子1万1,194人の計2万2,989人でした。

調査結果については、集計後に千葉市のホームページにて公表しております。今年度も近日中に公表する予定となっております。参考として、直近5年間の千葉市立小中学校の児童生徒数の推移と特別支援学級児童生徒数の推移をお示ししております。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問含め、何かありますか。

議案第21号 公立夜間中学の設置について

磯野教育長 次に議決事項に係る審議に移ります。

議案第21号「公立夜間中学の設置について」、企画課長、説明をお願いします。

山崎企画課長 議案第21号「公立夜間中学の設置について」定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定により、議決を求めるものです。

議決事項は、「1 千葉市美浜区真砂5丁目18番1号に公立夜間中学を設置する」、「2 公立夜間中学の開校時期は、令和5年4月とする」、「3 設置形態は、千葉市立真砂中学校の分校とする」です。

お配りしております横版の参考資料、公立夜間中学の設置に移りましてご説明をさせていただきます。

まず、「1 背景」をご覧ください。(1)の趣旨、(2)根拠法令については、ご覧のとおりです。(3)他市の状況ですが、

令和3年4月現在、12都府県30地区に36校設置されております。政令市では、7市が設置済み、3市が今後設置となっております。首都圏には14校あり、県内は市川、松戸の2市に設置されております。

「2 検討の経緯」をご覧ください。(1)にあるように、教育次長を委員長とする公立夜間中学設置検討委員会を設置し、(2)のとおり、設置ニーズ調査を行いました。結果は、記載のとおりです。また、(3)先行自治体視察やヒアリング、(4)公立夜間中学体験セミナーを開催しました。

こうした経緯、結果を踏まえ、(5)令和2年第4回市議会定例会において、「一定のニーズがあったことから、今後、公立夜間中学設置検討委員会において、具体的な検討を進めていく」と答弁しております。また、(6)にあるように、4月19日開催の政策会議に付議され、公立夜間中学校を設置することとし、令和5年4月に開校する、設置場所は、教育複合施設「まさご夢スクール」4階とし、真砂中学校の分校とすることなどについて、方針決定がなされたところです。

続いて、2ページをお願いします。

ここからは、夜間中学の概要についてご説明させていただきます。まず、「3 夜間中学のコンセプト」についてです。(1)経営方針として、「年齢や国籍、これまでの学業実績など背景が異なる中、多様な学習環境を設け、夜間中学校における学びを通して、自己実現を果たしていけるような生徒を育てる」、「学びの保障の拠点としての機能を拡充し、学び直しを希望する者の多様なニーズに応える」と掲げております。

また、そのための具体的方策として(2)に、「個々の学習歴や学力に応じた学習機会の提供する」など5点を挙げております。なお、これらを反映した学校教育目標及び経営方針については、令和3年度に詳細を検討して参ります。

次に、「4 夜間中学の概要」です。(1)設置形態は、隣接する真砂中学校の分校とします。分校として、設置する理由ですが、「義務標準法による定数の算定で、分校に係る規定が適用され、学級数に対し教職員が配置されること」、「本校との距離と連携」、「タイムシェアが可能であること」の3点としております。

(2)設置場所は、「まさご夢スクール」4階とします。候補

地選定の条件として、「交通の至便性」ほか、5つの観点を設けました。特に、終了時刻が午後9時頃となりますので、最寄りの駅までの交通手段、あるいは障害を持った方や高齢の方の入学も想定されますので、エレベーターや多機能トイレの有無などの施設設備面、大規模改修を要さず、既存設備の有効活用が可能かどうかという費用節減といった点を重視しました。これらの観点において「まさご夢スクール」が適切であると考えております。

加えまして、夜間中学を設置することによる効果という点においても、既に高等特別支援学校、教育相談指導教室、日本語指導通級教室が設置されており、ここに夜間中学が加わることで、学びの保障の拠点としての機能のさらなる拡充が期待できると考えております。これらを踏まえ、総合的に「まさご夢スクール」4階が最適であるとの結論に至りました。詳細については、表をご覧くださいと思います。

なお、選定条件から絞り込んだ5つの候補地についての比較検討については、3ページの(3)候補地の比較資料をご覧くださいと思います。

続いて、4ページ(4)教室レイアウトということで、説明を続けます。

夜間中学が、日常的に使用する教室を赤枠で囲んでおります。③のホームルームを拠点とし、主に①から②の教室で学習をします。赤の二重線の部屋、こちらは必要に応じて予備室的な使用を想定しております。体育館の使用もできます。また、日本語指導通級教室とも連携し、必要に応じた教材、教具等の活用を可能となります。

先ほど、示したようにエレベーターが既に設置されており、また、1階には多機能トイレがあることから、高齢者の方、あるいは車椅子の方にも対応が可能と考えております。これらのことから、夜間中学の教育活動が十分に実施できると考えております。

なお、5ページは、今、説明をさせていただきました各教室等についての画像資料となります。参考にご覧いただければと思います。

続いて、6ページをお願いします。

(6)入学要件などですが、アのとおり、本市在住で①から③の全てを満たす方を対象としております。これは、文部科学省の示す夜間中学の対象に基づいております。なお、①から③を満た

す、市外で県内在住の方の受入れについては、学びの保障の観点から、県、他自治体とも協議の上、柔軟な対応を検討して参りたいと考えております。

イの不登校となっている学齢生徒への対応については、設置検討委員会においても検討課題となりました。夜間中学本来のニーズへの対応を第一に考え、早期の開校及び円滑な運営を目指すため、開校当初は公立夜間中学校の入学対象者とはしませんが、教育支援センター、教育相談指導教室、フリースクールの連携など、現在行われている不登校対策の整備と合わせ、その上で夜間中学を加えたほうがよいという方向となれば、受入れについての検討を行っていきたいと考えております。

ウ、その他ですが、在学年限については、夜間中学の特性に鑑み、原則3年としております。これは、学校教育法第47条、中学校の修業年限に基づいております。なお、事前の面接などで入学希望者の学習状況などを踏まえ、相当の学年に入学することを想定しております。

(7) 学校規模については、各学年1学級、計3学級を想定しております。

(8) 卒業後の取扱いについては、法令に基づき、全課程修了者に中学校の卒業証書を授与します。

続いて、「5 教育課程等」をご覧ください。

(1) アにありますように、生徒の実態に合わせて、特別の教育課程を編成します。原則として、昼間の中学校と同様の教科を履修します。教科書は無償給与となります。

時数、内容の取扱いについては、参考に示したように、設置自治体により様々です。そこで、本市においても特別の教育課程を編成し、教育活動を進めて参りたいと考えております。

7ページに、現在、私どもが考えております、構想を載せております。ご覧いただければと思います。

学習指導要領に定められた教育内容を踏まえるとともに、ニーズ、実態に応じた教育課程の編成、教育活動の実践を行って参りたいと考えております。

(2) の時程、(3) 教職員配置については、現在の想定となっております。生徒の実態に応じ、必要な人員の配置を検討して参ります。

(4) その他、給食については、自校式、センター式の給食は

実施しないとしております。これは、「まさご夢スクール」に調理施設がないこと、給食センターの稼働時間と合わない、あるいは個々のアレルギー対応、宗教上の理由などにより献立、調理が複雑化することが予想され、対応が難しいことなどを理由として挙げております。

自校式、センター式でない給食については、提供の有無も含めて、今後、検討して参ります。

「6 開校までのスケジュール」ですが、本日の教育委員会会議にて方針決定の議決をいただきましたら、その後、今年度は来月6月に学習ニーズ調査を実施して参ります。また、「市民説明会、市民との意見交換会などを通して、夜間中学の周知やニーズの把握を図って参ります。令和4年度は設置条例の一部改正、生徒募集を含めた具体的な開校準備を行い、令和5年4月開校を目指しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。千葉市がこういう形で夜間中学を作るということは非常に意義があることだと思います。ぜひ、関係者方々のご意見をよく聞いていただいて、ニーズに合った夜間中学をつくり上げますようお願いいたします。

いくつか質問をさせていただきます。一つは、教育課程についてですが、中学校標準よりはかなり時間数が少ない計画だと思います。この場合に、制度上は、こういう例外的な措置がどれだけ認められているかということをご教えてください。

2つ目ですが、ICTの活用に関してです。一般の小学校や中学校などでは、GIGAスクール構想により、1人1台端末が整備されるわけですが、この夜間中学においても、1人1台端末の整備等、GIGAスクール構想に準じた整備がなされるのかどうかをお示しくください。

3つ目です。教職員の配置についてです。中学校は、技術・家庭が2つになりますから、10種類の教員免許が必要です。教員が4人、非常勤講師が4人、教頭1人、教頭先生が授業を担当されたとしても、1人1免許で9種類しか免許がないと思うのですが、10の免許をどのようにお考えなのか、今、構想があればお知らせください。

以上です。

山崎企画課長 ご質問ありがとうございます。まず1点目、教育課程ですが、特別な教育課程が組めるということで、制度上は認められているところですが、ただ、この時数、1週間何コマにするなどということについては、それぞれの自治体の実態に合わせてということですので、私どもは、やはり先行する自治体を参考にしたいということで、このような構想で進めていきたいと考えているところです。

2点目、ICT教育の部分ですが、公立夜間中学になりますので、当然、GIGAスクール構想の対象になって参ります。1人1台という形での配置を考えているところです。

続いて、一番ここが難しいところで、教職員配置です。こちらについては、確かに委員がおっしゃるように、中学校ですので、免許がなければならないということが大前提です。今、これは構想というところですが、ここから先、実際にコマ数や、あるいは2つの免許を持っている教員がいれば、その方に来ていただくなど、様々なケースを考えた上で対応して参りたいと考えているところです。

藤川委員 ありがとうございます。

高津委員 ご説明ありがとうございます。この夜間中学、コンセプトにあるように、年齢の幅がある、外国籍の方、あるいは学び直しを希望する方と、大変幅広いニーズに応えるということで、大変期待をするところが大きいと思います。

そこで、1点目ですが、大洲、あるいは松戸、そこでは外国籍の方の割合が多いのですが、この外国籍の方々がどのくらい日本語が対応できるのか、というのは、実態に応じて必要な人数を配置するということではありますが、一応、日本語対応は非常勤の会計年度任用職員が1人ということで、普通に日本語を話していただければ少なくとも構わないのですが、どのくらいの日本語対応ができるのかというのが1点です。

それから、様々な方が入ってきますので、入学希望する生徒の学習状況等を踏まえて相当な学年に入学させるということで、どういう形で学年が決められるのか、分かる範囲でお願いします。

山崎企画課長 ご質問ありがとうございます。まず、日本語の対応ということで、実態として、やはりどの設置自治体もかなり外国籍の方が多いことが現状としてあります。そうした中で、私どもがいくつか今考えている方法としては、一つ、日本語、それから教育のスタ

ップの配置というのもあるのですが、まずは、入校前、入学前に個人的な面接や、あるいは体験的な学習といった形のを設定して、そこでおよその学習の状況をつかんでいきたいと考えております。

それから、先ほど少し触れましたが、ここに日本語指導通級教室がありますので、その教材、教具を含めた連携を取りながら最大限活用していきたいと考えております。

それから、今各学校でも少しずつ進んでいるのですが、翻訳機器がありますので、そういったものを十分に活用しながら行っていきたい。生活言語よりも、やはり学習言語の方に、非常に難しいところがありますので、そのような工夫、あるいは松戸等でやっているように、いわゆる日本語コースという形で特別な形で授業など、時間を割いて行うということも、今後は検討に入れていきたいと考えております。

2点目、学年ですが、こちらは今申し上げたように、入学前に個人面談等で、あるいは体験入学等を設置しますので、そこで様々な形で学習、学力については測っていききたいと考えております。また、聞き取り調査の中で、どのくらいのところまで学校に通っていたかということも勘案して、入学する学年が全員1年生ということではなく、2年生の方、3年生の方というように分かれていくかと思っておりますので、そういった丁寧な実態把握に努めて参りたいと考えております。

以上です。

高津委員 ありがとうございます。

和田委員 いろいろと詳しく教えていただいてありがとうございました。とても重要で、そして楽しみな計画がいよいよ発動するなど期待を持って、これからも応援していきたいと思っております。個々に応じた指導方法など、これから検討していかなくてはいけないことがたくさんあるかと思っておりますが、ぜひ、きめ細やかな対応をお願いしたいと思っております。

それから、もう1点、要望なのですが、給食について、提供の有無を含め、今後検討するとあります。給食センターや、自校式の給食は難しいということは十分分かりますが、食事を全員で同じ時間にとるということで生まれてくるものも大きいと思っておりますので、ぜひ工夫していただいて、何らかの方法で、全員で食事を取るという時間が取れるようにお考えいただけたらなと思

ます。

あと1点、歴史的なことを伺えればと思うのですが、夜間中学というのは戦後いろいろな状況で多く設置され、その後だんだん減ってきたというのが実態なのかと思いますが、少し調べたところ、千葉市が今まで設置していたことがあるのかというのが、分からなかったなので、その辺りのことを教えていただければと思います。

山崎企画課長 ありがとうございます。千葉市が今まで公立夜間中学を設置したことはありません。検討はした時期はあるというところではあります。

和田委員 分かりました。ありがとうございます。

小西委員 ご説明とご準備ありがとうございます。1点質問です。入学要件が3つあると思うのですが、③の夜間中学での生活に支障のない方については少し抽象的なのですが、生活に支障のあるというものとして、何か想定をされているのか、ほかの自治体で入学を拒否した事例があるのか、もし分かれば教えてください。

山崎企画課長 ありがとうございます。まず私どもが考えておりますのは、公立の夜間中学校ですので、週5日間での開設になるので、週5日間通えることというのが一番大きなところかと考えます。それから、またこれも同じ公立の中学校ですので、体育などの授業もありますので、そういったものに大きな支障がないということがあるかと考えております。

それから、先行自治体ですと、校則まではいかないのですが、学校独自の決まりというのを作っております。やはり成人の方もいらっしゃるもので、そういった方に注意を呼びかけるような決まり等も作っております。具体的には喫煙のこと、あるいは車で通って来ないなどがあります。今はまだ千葉市でそこまで詳しいことはできているところではないのですが、そういったガイドラインといいますか、大きな決まりの部分がまず守れるということが大きいかと思っています。もしそれがどうしてもできなくなると、支障があるという形で捉えると、今考えているところです。

小西委員 ありがとうございます。お願いになるのですが、入学希望者は外国籍の方もいると思います。今年の夏に市民説明会を行われるかと思うのですが、なかなか市民の方、外国籍の方に広報が届きにくい部分もあると思うので、開校後も市民の入学希望の方にちゃんと情報が届くように、引き続き、広報をしっかりとお願いいたします。

藤川委員 今のご説明に関連して確認ですが、体育については、例えば障

害があったとしても、あるいは高齢の方でなかなか運動が難しいとしても、この方に合理的な配慮は必要だと思われませんか。そうすると、体育が全くできないということはあまり考えられないのかと思います。もちろん本人が体育の授業を受けたくないなどがあれば、それは別でしょうが、その辺り、誤解を招くといけないので確認です。配慮はするという前提で、ということによろしいでしょうか。

山崎企画課長 私の説明が少し不足しておりました。年齢層がかなりありますので、そういったことは当然配慮していきたいと考えております。今、私どもの方では、いわゆる軽スポーツ、卓球やボッチャなど、そういった形で接触などがなく、それから年齢を超えてできるものということで考えております。これは松戸なども同じような形で体育の授業は行っているということですので、そういったものを参考にしながら行って参りたいと考えております。

竹田委員 1つだけ確認したいのですが、特に定員のことは書いていないのですが、何か定員についての規定があるのか、あるいは定員を超えて志望者がいた場合はどうするのか、その辺について何かお考えがあるのでしょうか。

山崎企画課長 私どもの方では、今、1学年1学級という形で考えております。これは、標準法の考え方が適用されますので、1学級40人というのが上限と考えられます。もし、40人を超えるということになれば、それは当然公立の中学校ですので、2クラス目を開級するという形での対応になると、今想定しております。

竹田委員 ということは、志望者はほとんどが入学できるということになるのですね。

山崎企画課長 何か選抜をするなどということではありませんので、先ほど申し上げたような形で、週5日間、学習、それから生活ができるということで希望を出されればということと考えております。

竹田委員 ありがとうございます。

磯野教育長 では、他にご質問ないようですので、議案第21号「公立夜間中学の設置について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

学者選考要項について

磯野教育長 議案第22号「令和4年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」、教育支援課課長補佐、説明をお願いします。

久保教育支援課課長補佐 本議案は、「令和4年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」、千葉市教育委員会組織規則第8条第8号の規定により議決を求めるものです。資料の7ページからになります。

まず12ページをご覧ください。「I 応募資格」ですが、知的障害を有する者が対象になります。高等特別支援学校は療育手帳が必要であり、軽度知的障害の生徒を対象とすることから、公共交通機関等を利用して通学できる者としております。高等特別支援学校は定数を32人、養護学校高等部は定数を設けておりません。

13ページをご覧ください。養護学校の出願は令和4年2月2日水曜日から、2月14日月曜日です。

14ページをご覧ください。入学候補者の選考日は、令和4年2月24日、木曜日及び25日、金曜日のいずれか1日とし、検査、面接等を行い、総合的に審査をします。

16ページです。高等特別支援学校の出願は令和3年12月1日水曜日から12月3日金曜日です。

18ページになります。入学選考者の選考日は令和4年1月12日水曜日及び13日木曜日とし、作業能力検査、学力検査、運動能力検査、面接を行い、総合的に審査をします。

両校とも高等学校の入試に準じて、昨年度の要項から追選考日を設けております。

高等特別支援学校の3年間の志願者倍率の状況は、平成30年度以降1.34倍、1.59倍、1.34倍となっております。養護学校の3年間の受検者数は、同様に41人、53人、55人となっております。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

和田委員 ご説明ありがとうございました。本議案と少し離れてしまうことになるのですが、教えていただければと思います。

一時期、養護学校の児童生徒数がとても増え、学習にも少し支障をきたすのではないかということがあったかと思います。今、

コロナ禍ということもあり、子どもたちに教室の中へ大勢で入ってもらって学習するということが難しい中で、何かそのような不都合などが生じていないでしょうか。

久保教育支援課課長補佐 学級数でいいますと、令和3年度は39学級なのですが、教室数は、現在30教室です。うち1つは訪問学級2学級を1クラスとしておりますので、現在、8学級不足をしております。また作業室についても人数などを考えますと、今10教室ほど不足しているというのが現状です。

和田委員 不足している状況が長く続いているという理解かと思いますが、今後、それを解消するにあたって何か方策は考えられていますでしょうか。

久保教育支援課課長補佐 今後の人数の推計を考えますと、恐らく令和4年がピークとなり、その後が徐々に減ってくるのではないかと推計で出ているところなのですが、校舎の増設または改修等については、令和4年度から着工し、教室や作業室を増やしていこうと、今、考えているところです。

和田委員 分かりました。安心しました、ありがとうございます。

小西委員 ご説明ありがとうございます。18ページの入学者選考日の追選考について、この間が1週間しか空いてないのですが、一般的なインフルエンザであれば、それで良いかと思えます。しかし、コロナの場合は、一般的に2週間程度は隔離をすることになっているかと思うのですが、この入学者選考日にコロナに罹患をしてしまった場合の別の対応などは何か考えていらっしゃるのでしょうか。それとも仕方のないこととして考えていらっしゃるのでしょうか。

久保教育支援課課長補佐 現在、本市の入学者選考については、県と同様に実施していくということで、県と協議しながら、話を進めているところです。県でも入学者選考で新型コロナウイルス等の影響は想定しているところですが、今現在では、別途、要項への記載や、追選考日の日程を例年以上に遅らせて実施するという予定はないということでした。

ただ、今後の状況を見まして、必要に応じて対策を検討することですので、今後の様子を見ながら本市は原則県と同様に対応していきたいと考えております。

小西委員 ありがとうございます。今後、検討をお願いします。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、議案第22号「令和4年度千

葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決をします。

議案第23号 令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

議案第24号 令和4年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

議案第25号 令和4年度使用中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択方針について

磯野教育長 議案第23号から議案第25号までについては、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別での議決を行うこととします。

また、藤川委員は本議案に関する教科用図書の策定に関係しているとのことですので、本議案については、控室にて待機願います。

(藤川委員、退出)

磯野教育長 それでは、議案第23号「令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、議案第24号「令和4年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」、議案第25号「令和4年度使用中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択方針について」教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 議案第23号、第24号及び第25号教科用図書採択関連の3議案について一括してご説明します。

今回ご審議いただく3議案は、「令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針」、「令和4年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針」及び「令和4年度使用中等学校（前期課程）の教科用図書の採択方針」について千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものです。

まず、43ページ、議案第23号「令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」説明します。

採択の対象となる教科用図書ですが、(1)の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（令和4年度使用）です。学

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度採択していただいているものです。特別支援学校、特別支援学級においても、検定済み教科用図書又は文部科学省著作の教科用図書を使用することを原則としておりますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。このことを定めているのが、学校教育法附則第9条です。

次に、採択の期間ですが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、「使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならない」と示されていますので、この期日となっています。

3の採択方法は、次の手順を経て行われます。まず、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、8月上旬にそれぞれの令和4年度使用教科用図書として、教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査員には、教科用図書について識見を有する校長及び教員のうちから教育委員会が委嘱します。十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱することとなっており、特別支援教育関係図書の調査研究は3人で進めて参ります。

次に、4の教科用図書の内容に関し考慮すべき事項ですが、令和4年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知及び選定資料と選定資料作成の基本的観点を基に、千葉市の子どもたち及び地域性への適合等を勘案し、採択を行うこととなります。

最後に、これらの採択に関わる資料については、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて、採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えております。

次に45ページ、議案第24号「令和4年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について」説明します。議案第23号の義務教育諸学校と異なる部分を中心にご説明します。

高等学校の教科用図書について、本市では、市立千葉及び市立稲毛高等学校、高等特別支援学校、市立養護学校高等部がこれに当たります。千葉市立高等学校管理規則第19条に、「教

科書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するもの」とされております。

3の採択方法についてですが、校長は、今、申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教科用図書編修趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにします。これらの手続を経た選定に基づき、教育委員会が令和4年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、4の教科用図書の内容に関し考慮すべき事項についてですが、令和4年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域、学校の実態、課程、学科の特色及び生徒の心身の発達、特性を勘案して採択を行うこととなります。

次に47ページ、議案第25号「令和4年度使用中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択方針」について説明します。

中等教育学校の教科用図書については、本市では、市立稲毛国際中等教育学校がこれに当たります。千葉市立中等教育学校管理規則第23条に「教科書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、教育委員会が採択するもの」とされております。

3の採択方法についてですが、校長は今申し上げた千葉市立中等教育学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教科用図書編修趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにします。これらの手続を経た選定に基づき、教育委員会が令和4年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、4の教科用図書の内容に関し考慮すべき事項ですが、令和4年度に市立中等教育学校（前期課程）において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項を踏まえ選定資料と選定資料作成の基本的観点を基に、学校の実態、特色及び地域性の適合等を勘案し、採択を行うこととなります。

以上です。

ここで、本年の教科用図書の展示会についてお知らせさせていただきます。本年も例年同様、次年度使用教科用図書の見本を千葉市文化センターにおいて、6月11日金曜日から6月25日金曜日まで開催する予定です。開催期間中にご来場していただけたら幸いです。

なお、詳細については、追って事務局からご連絡しますので、よろしく申し上げます。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

和田委員 ご説明ありがとうございます。確認ですが、内容としては、これまでと変わったところはないということで、ただ、中等教育学校の開校に伴って、新たに決める必要のあるものが出てくるという解釈でよろしいのでしょうか。

樋口教育指導課長 今、和田委員がおっしゃったような解釈のとおりです。

和田委員 ありがとうございます。

磯野教育長 他にご質問もないようですので、それでは議決に移ります。議案第23号「令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に議案第24号「令和4年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に議案第25号「令和4年度使用中等教育学校(前期課程)用教科用図書の採択方針について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

それでは、藤川委員に再度入場いただきます。

(藤川委員、再入場)

磯野教育長 以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆様

さん、ここまででその他として、ご意見・ご質問等何かありますか。

(「なし」という声あり)

磯野教育長 次に、議案第26号に係る審議に移りますが、以降の審議については、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人、退出)

磯野教育長 会場を教育委員会室へ変更しますので、委員の皆様及び職員については、移動をお願いします。

(教育委員会室へ移動)

議案第26号 令和3年度補正予算について

磯野教育長 改めて審議を再開します。議案第26号「令和3年度補正予算について」は、初めに教育支援課課長補佐、説明をお願いします。

久保教育支援課課長補佐 議案第26号「令和3年度補正予算について」、6月補正について説明させていただきます。

議案書(2)の2ページをお願いします。

まず、不登校児童生徒の学習支援に係るフリースクール補助についてご説明します。

1の補正理由ですが、平成29年2月に施行された教育機会確保法や令和元年10月に国から出された国の通知に示されておりますとおり、不登校児童生徒の社会的自立への支援については、様々な関係機関等とも連携し、行うことが求められております。このことから、不登校児童生徒の個々の状況に寄り添った支援を行っているフリースクール等に対して、学習支援等に必要な経費の一部を補助するものです。

2の補正予算額は、500万円で全額一般財源です。

3の補正予算の内容ですが、補助対象は千葉市における不登校児童生徒の通う民間施設についてのガイドラインに則った市内のフリースクール等としております。対象経費は、各教科等学習費、ICT学習活動費、体験活動費などの学習活動の充実に係る経費及び施設借上料です。なお、補助率は10分の10で、1施設当たり上限額は50万円です。

4の補助事業の実施時期は、令和3年7月です。

説明は以上です。

磯野教育長 続いて、保健体育課長、説明をお願いします。

阿部保健体育課長 令和3年度6月補正予算のうち、第3子以降の学校給食費無償化についてご説明します。

議案書(2)の3ページをお願いします。1の補正理由ですが、多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の義務教育期間における千葉市立学校の学校給食費を無償化するものです。

2の補正予算額は一般会計が1億6,300万円で、財源は記載のとおりです。なお、学校給食事業特別会計については、学校給食費収入が1億3,300万円減額となることから、同額の一般会計繰入金を増額するものです。

3の補正予算の内容についてですが、対象については、3子以上を扶養し、かつ、第3子以降が千葉市立の義務教育諸学校で給食の提供を受けている児童生徒の保護者としております。無償化が見込まれる児童生徒数は約9,200人です。

補正予算額の内容については、学校給食事業特別会計への繰出金が1億3,300万円、システム改修が400万円、事務処理人材派遣が1,400万円、パソコン賃借が1,200万円となっております。実施時期は、令和4年1月分からを予定しております。

説明は以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 それぞれについて1点ずつ伺いたいと思います。1点目は、フリースクール補助事業についてですが、これは、上限額が50万円で、予算が500万円ですから、最大10件の予算だと思われませんが、何件くらい、実際に支援することをお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、学校給食費無償化に関してですが、これは、どこかで条例等が変わったのを受けて、当面恒久的な措置として、このようなことをするというものでいいのかどうか。あるいは、臨時的に、令和4年1月分から行うという話なのか、教えてください。

以上です。

久保教育支援課課長補佐 先ほどのフリースクールの方の質問なのですが、令和元年度に千葉市内のフリースクールで出席扱いとした施設が8施設ありましたので、それを参考に10施設をおおよその目安として予算を検討させていただきました。

以上です。

阿部保健体育課長 条例については、既存の減免の規定を適用しておりますので、新しくということではありません。こちらについては新型コロナウイルス禍で、経済的負担の軽減を図ることも見込んでおりますが、継続して行っていく予定です。

藤川委員 確認ですが、令和4年1月分から恒久的な措置としてこういった措置を取るということですか。

阿部保健体育課長 そのとおりです。

藤川委員 承知しました。ありがとうございます。

磯野教育長 他にご質問もないようですので、それでは議決に移ります。議案第26号「令和3年度補正予算について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

8 その他

(1) 第6回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言